

情報通信機器を用いた診療について

- ・情報通信機器を用いた診療を行うにあたっては、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」、厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業「情報通信機器を用いた精神療法を安全・適切に実施するための指針の策定に関する検討」において作成された「情報通信機器を用いた精神療法に関する指針」を遵守します。
- ・情報通信機器を用いた診療では、初診の方への向精神薬の処方はいりません。
- ・当院では、医師の指示があった方に限り、情報通信機器を用いた診療を行います。初診から情報通信機器を用いた診療は行いません。

令和7年3月1日

北海道立向陽ヶ丘病院長